

議案第 173 号

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条
例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条に次の 1 項を加える。

6 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏ま
え、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第 21 条第 2 項中「更正施設」を「更生施設」に改める。

第 24 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2 項中「第
2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 25 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設の設置者は、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。